

令和7年度
大洲ええモンセレクション
募集要項

募 集 期 間

令和7年5月19日(月)～令和7年6月11日(水)



大洲市商工産業課

1. 「大洲ええモンセクション認定制度」とは

大洲の優れた産品を「大洲ええモンセクション」として認定し、PRすることで、その知名度を高め、流通拡大と地域産業の活性化を図るとともに、認定品を通じて大洲市全体のイメージアップにつなげることを目的とする制度です。

2. 募集期間

募集期間は、令和7年5月19日(月)から令和7年6月11日(水)の午後5時までです。
※郵送の場合、締切日必着とします。

3. 認定の対象

認定の対象となる産品は、次のとおりとします。ただし、飲食店等において提供される料理は対象外とします。

- ① 大洲市内で収穫される農林水産物
- ② 大洲市内の事業所で製造又は加工される商品
- ③ 大洲産の原材料を使用して、大洲市内の事業所が主体的に開発し販売される
自社ブランド商品（市外事業所で製造等された場合も含む）

※今年度の申請受付は、加工食品、農産物、特用林産物（食用）、畜産物、工芸品等、
農林水産物（非食用）を対象とします。

4. 申請の要件

申請にあたっては、次に掲げる要件のいずれにも適合している必要があります。

<申請者の要件>

- ①製造業、農業、林業及び漁業を営む者又は法人その他の団体※で、原則として大洲市に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有するものであること。
※団体については、定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。
- ②大洲市が割賦徴収する全ての税に未納がないこと。

<申請品の要件>

- ①申請時において、食品衛生法及び加工食品品質表示基準等食品関連法令を遵守し、許認可を取得した上で販売可能な状態にあること。
- ②他人の知的財産権を侵害していないこと。

5. 認定基準

基本理念に合致した上で、さらに6つの認定基準に照らし合わせ、総合的に判断し適当と認められる産品を「大洲ええモンセクション」として認定します。

<基本理念>

素材、製法・技法、品質等へのこだわりがあり、他産地又は類似産品と比較して優位性がある。

<申請品の要件>

- ①大洲らしさ：大洲にちなんだ歴史、伝統、文化的背景又は物語性がある。
- ②技 術 性：高い技術、伝統的な技法又は先進的な技術を用いている。
- ③独 自 性：容易に模倣できない製法・技法又は他にはない商品特長がある。
- ④信 頼 性：一定の品質を有する商品として供給されており、安心して購入できる。
- ⑤商 品 力：コンセプトや展開方針が明確で、ストーリー性や話題性があり、高い商品力を持っている。
- ⑥法 令：法令を遵守して生産、販売が行われている。

※詳細については、募集対象ごとの認定ガイドラインをご覧ください。

6. 認定方法・有効期限

大洲ええモンセクションの認定は、事業者から申請のあった産品が申請要件を満たしているか審査するとともに、有識者で構成する「大洲ええモンセクション認定審査会」の意見を聴きながら、認定基準に適合する優れた産品であるかを審査し、大洲市が認定します。なお、審査にあたっては、申請者への意見聴取や事業所等の現地調査等を行う場合があります。

認定の有効期限は、認定された日から1年を経過した日の属する月の末日までです。

有効期限が満了する場合において、引き続き認定を受けようとする場合は、自らの申し出による更新申請が必要となります。

7. 審査結果

審査の結果、申請された産品を「大洲ええモンセクション」として認定した場合は、大洲市が認定書を交付します。

また、「大洲ええモンセクション」として認定されなかった場合は、その旨を文書でお知らせします。

8. 認定のメリット

大洲市と事業者が一体となり、様々な機会を捉えて「大洲ええモンセクション」のPR・販売促進活動を展開します。

<メリットの一例>

- ①大洲ええモンセクション認定マークを商品に使用することができる。
- ②市の広報誌やホームページにより認定品としてPR・推奨される。
- ③市が主催、共催または参加する物産展等へ優先的に出展することができる。
- ④大洲市や市関係団体の業務で用いる物品に優先して使用される。
- ⑤市長によるトップセールスを行う。

なお、認定を受けた事業者には、認定品の生産、販売を通じて「大洲ええモンセクション」に関する普及啓発にご協力いただきます。

※認定品及びその写真等を、宣伝広告のため新聞・テレビなどで使用する場合、認定事業者への事前確認は行いませんのでご了承ください。

9. 認定の取り消し

認定後も必要に応じて調査、検査等を行うことがあります。また、次の各事項に該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

<取り消しの要件>

- ①認定基準に適合しなくなったと認められたとき。
- ②申請要件に適合しなくなったと認められたとき。
- ③虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ④認定を受けた商品の生産又は販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- ⑤その他、認定制度に重大な支障を及ぼす恐れがある行為があったとき。

認定の取り消しを受けた事業者は、その取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定申請をすることができません。

また、認定の取り消しをした場合は、当該商品の名称及び事業者の氏名、住所を公表することがあります。

10. 応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、募集期間内に大洲市役所商工産業課へ次のものを送付又は持参してください。※令和7年6月11日(水) 午後5時必着

① 大洲ええモンセレクション認定申請書（様式第1号）
② 大洲ええモンセレクション認定申請調書（様式第2号）
③ 大洲市内に住所又は所在地を有することを証明するもの ＜申請者が個人の場合＞住民票の写し ＜申請者が法人その他団体の場合＞定款、寄附行為その他これらに準ずるもの及び法人にあっては当該法人の登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
④ 市が賦課徴収するすべての税に未納がないことを証する書類（納税証明書など）
⑤ 申請商品の情報書類 ・申請品の写真（パッケージ全景、内容物） ・商品パッケージ（商品の一括表示が確認できるもの） ・パンフレットなど商品の特徴が分かるもの
⑥ その他法令に関する書類 ・「 <u>営業許可証</u> 」の写し【加工食品】 ・化製場等に関する法律に定める許可書の写し【畜産物】 ・各種認定、認証を受けたことを証する書面の写し【農林水産物等】 ・製造や販売に必要な許可証等の写し【工芸品等、農林水産物（非食用）】 ・製造所を所管する保健所発行の「 <u>食品衛生監視票</u> 」の写し【加工食品】（直近3年以内に取得したもの） ・製造所を所管する機関等が必要とする「確認票等」の写し【工芸品等、農林水産物（非食用）】

11. その他注意事項等

- 認定審査は、認定申請書及び認定申請調書に記入されている内容を基に行いますので、「1. 申請商品の概要」、「2. 認定基準への適合」については詳しく記入してください。
- 審査に当たって、原則として新規申請の場合には申請商品のサンプルを提出していただきます。詳細については、応募書類受領後に連絡します。
- 応募書類及び申請商品のサンプルは返却しません。
- 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。
- 不明な点がございましたら大洲市商工産業課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

〒795－8601

愛媛県大洲市大洲690番地の1

大洲市役所 商工産業課 営業戦略係

電 話：0893－24－1722

FAX：0893－24－1736

E-Mail：shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp